平成２１年（フ）第３８２号
新潟県新潟市秋葉区大安寺493番地
債務者　大森有美子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８３号
新潟県新潟市西区鳥原630番地４
債務者　小林　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４６号
静岡県熱海市青葉町８番17号　サンモール小林203
債務者　古川　健二
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
静岡県田方郡函南町柏谷696番地の７　メゾン山崎101号室、住民票上の住所静岡県田方郡函南町柏谷694番地の18
債務者　髙山　利弘
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
静岡県沼津市大岡2948番地の１
債務者　白倉　　歩
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
静岡県沼津市東原237番地の１　ワンズハウスＥ棟202
債務者　飯田　幸仁
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
静岡県裾野市佐野1275番地の８
債務者　松永　　厚
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
静岡県沼津市大岡2205番地の７
債務者　池谷美恵子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７４号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目３－６、住民票上の住所名古屋市中川区尾頭橋３丁目10番23号
債務者　松原　直美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６７８号
名古屋市天白区平針２丁目802番地　マンションサンパレス405号
債務者　清水　孝志
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８１号
名古屋市守山区瀬古２丁目401番地　高坪住宅105号
債務者　古川　竜司
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９４号
名古屋市中村区草薙町２丁目112番地　キララハイツ405号
債務者　松田マイキ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０７号
愛知県北名古屋市九之坪寺領50番地　サン・ｆｒｉｅｎｄｓハル102
債務者　比嘉　智恵（旧姓矢板橋）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９５号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟313号
債務者　百冨　政一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６９号
愛知県岡崎市真福寺町字中ノ坂１番地３　天神山マンションⅡ号館502
債務者　坂野美由紀こと　鈴木美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
愛知県豊田市下林町３丁目11番地３　キングスコート豊田下林参番館103号
債務者　加藤とみ子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
三重県松阪市駅部田町953番地
債務者　小西　志奈
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所松阪支部